

管理 No.	H066
--------	------

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間（個票）

所管部署： 保健所 保健予防 課
(医療給付 係 / 電話:93-8397)

根拠区分	法律・条例	
許認可等の名称	小児慢性特定疾病医療費支給認定申請に対する処分	
処分権者	市長	
根拠規定	根拠法令・条例題名 (制定年/区分/発令番号)	児童福祉法 (昭和22年12月12日法律第164号)
	根拠規定条項	第19条の3
基準規定	基準法令等題名 (制定年/区分/発令番号)	児童福祉法 (昭和22年12月12日法律第164号)
	基準規定条項	第19条の3第1項・第3項
審査基準	<p>1. 小児慢性特定疾病児童等の保護者は、小児慢性特定疾病医療費の支給を受けようとするときは、市の定める指定医の意見書(小児慢性特定疾病にかかっており、かつ、疾病の状態が厚生労働大臣が定める程度であることを証する書面)等を添えて市に申請しなければならない。</p> <p>2. 市は、1の申請に対し児童が小児慢性特定疾病にかかっており、かつ、疾病の状態が厚生労働大臣が定める程度であると認められる場合には、小児慢性特定疾病医療費の支給認定を行う。</p> <p>※小児慢性特定疾病及び厚生労働大臣が定める程度については、小児慢性特定疾病情報センターのホームページに記載されています。</p>	
標準処理期間 (経由機関の日数)	約2ヶ月	
本票の作成日	平成29年 1月31日作成	
更新履歴(更新日)	改正沿革 平成 年 月 日改正	

審査基準(裏面追加)

	基準内容
審査基準等 補足	